

## ○多古町子ども医療費の助成に関する規則

(平成 22 年 6 月 4 日規則第 10 号)

改正 平成 22 年 12 月 1 日規則第 12 号 平成 24 年 6 月 20 日規則第 13 号  
平成 24 年 11 月 30 日規則第 24 号 平成 28 年 3 月 15 日規則第 11 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
  - イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
  - オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 子ども医療費自己負担金 多古町が子ども医療費の助成制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。
- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所及び薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 医療の給付を受けた時に子どもが多古町に住所を有し、かつ、多古町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 子どもが医療保険各法の規定により保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(優先関係)

第4条 子どもに係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第5条 子ども医療費の助成額は、一部負担金又は自己負担金から別表に掲げる区分に応じ子ども医療費自己負担金を控除した額（一部負担金又は自己負担金が子ども医療費自己負担金に満たないときはその額）とする。ただし、保険調剤については、別表に定める区分にかかわらず子ども医療費自己負担金を徴しないものとする。

- 2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則定款等により附加給付の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格の登録申請)

第6条 この規則により医療に係る助成を受けようとする者は、子ども医療費助成登録申請書（別記第1号様式）により受給資格の登録を町長に申請し、子ども医療費助成受給券（別記第2号様式）（以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。

- 2 前項の申請には、第2条第1項第3号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）を町長に提示しなければならない。

(登録による助成の開始)

第7条 第5条第1項の規定による医療費の助成開始日は、原則として町長が申請書を受理した日から開始する。ただし、転入者及び出生児については、転入日及び出生日から起算して30日以内に申請を行った場合は、助成開始日を転入日及び出生日に遡ることができる。

(受給資格の登録事項)

第8条 第6条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日及び保護者名
- (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項

(3) その他町長が必要と認める事項  
(受給券の交付)

第9条 町長は、助成対象者から子ども医療費助成登録申請書（別記第1号様式）の提出があり、受給資格の要件に該当する場合は、受給券を交付するものとする。

また、町長は審査の結果不相当と認めた場合は、子ども医療費助成登録申請却下通知書（別記第3号様式）により当該助成対象者にその旨を通知するものとする。

2 助成対象者から受給券を添えて子ども医療費受給資格登録変更届（別記第4号様式）の提出があった場合は、受給券を変更交付するものとする。

3 助成対象者から受給券の紛失又はき損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書（別記第5号様式）の提出があった場合は、受給券を再交付するものとする。

4 前項の申請の場合において、受給券をき損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(助成の方法)

第10条 町長は、助成対象者が保険医療機関において受給券と被保険者証等を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関へ支払うものとする。

2 前項の規定による支払いがなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払った場合で、医療費の助成を受けるためには、子ども医療費助成金交付申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 町長が発行した受給券（第6条第1項の規定による受給資格登録者（以下「受給資格登録者」という。））

(2) 被保険者証又は組合員証

(3) 保険医療機関が発行する領収書

(4) その他町長が必要と認める書類

4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条第3項の規定に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては子ども医療費給付決定通知書（別記第8号様式）により、給付を不相当と認めたものについては子ども医療費給付申請却下通知書（別記第9号様式）により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

(助成の制限)

第 12 条 第 5 条の規定にかかわらず子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(届出の義務)

第 13 条 受給資格登録者は、子ども若しくは保護者について、第 8 条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども医療費助成資格登録変更届（別記第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 受給資格登録者は、有効期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届（別記第 6 号様式）と受給券を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 14 条 町長は、偽りその他不正な行為により第 5 条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

(多古町乳幼児医療費の助成に関する規則の廃止)

2 多古町乳幼児医療費の助成に関する規則（平成 18 年多古町規則第 13 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、多古町乳幼児医療費の助成に関する規則の規定に基づき、現に乳幼児が受けた医療及び現に入院していた者の医療については、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

別表(第 5 条第 1 項関係)

| 階層区分 | 世帯区分         | 負担基準額（円）          |
|------|--------------|-------------------|
|      |              | 入院 1 日及び通院 1 回につき |
| A    | 市町村民税所得割課税世帯 | 200               |

|   |         |   |
|---|---------|---|
| B | 上記以外の世帯 | 0 |
|---|---------|---|

備考

1. 「市町村民税所得割課税世帯」とは、市町村民税の所得割(地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。)の課税のある世帯をいう。
2. 世帯区分の認定は、子どもが医療の給付を受けた日の属する年度(当該医療の給付を受けた日が 4 月 1 日から 7 月 31 日までの場合にあっては、当該医療の給付を受けた日の属する年度の前年度)の市町村民税の課税状況を適用する。
3. 1 日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ 1 日又は 1 回として、子ども医療費自己負担金を算定する。

附 則(平成 22 年 12 月 1 日規則第 12 号)

1. この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
2. この規則の施行の際、この規則による一部改正前の多古町子ども医療費の助成に関する規則の規定により交付された乳幼児医療助成受給券については、この規定の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成 24 年 6 月 20 日規則第 13 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 30 日規則第 24 号)

(施行期日)

1. この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
2. この規則の施行の際に、改正前の多古町子ども医療費の助成に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により助成対象者が保険医療機関において一部負担を支払った場合で、医療費の助成を受けようとする場合は、改正前の規則の規定による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規則第 11 号)

(施行期日)

1. この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の多古町子ども医療費の助成に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第1号様式(第6条第1項・第9条第1項)

子ども医療費助成登録申請書

[別紙参照]

第2号様式(第6条第1項)

子ども医療費助成受給券

[別紙参照]

第3号様式(第9条第1項)

子ども医療費助成登録申請却下通知書

[別紙参照]

第4号様式(第9条第2項・第13条第1項)

子ども医療費受給資格登録変更届

[別紙参照]

第5号様式(第9条第3号)

子ども医療費助成受給券再交付申請書

[別紙参照]

第6号様式(第13条第2項)

子ども医療費助成受給券返納届

[別紙参照]

第7号様式(第10条第3項)

子ども医療費助成交付申請書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 11 条)

子ども医療費給付決定通知書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 11 条)

子ども医療費助成申請却下通知書

[別紙参照]